

只木ゼミ後期第2問検察レジюме(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護レジюме 1 頁「Ⅱ. 学説の検討」14 行目以降において、死者の占有に関する学説の採用の有無について並べているが、そもそも弁護側は客体が死んでいるかどうかの判断をどのようにして行うのか。
2. 弁護レジюме 2 頁「Ⅱ. 学説の検討」18 行目において、「…占有侵害行為を事後的に利用することは不可能である」とあるが、これは具体的にどういう意味であるのか。
3. 弁護レジюме 2 頁「Ⅱ. 学説の検討」31 行目以降において、 β -1-a 説を採用する理由が書いてある。主に消極的理由で採用をしており、弁護側は採用の積極的理由をどのように考えているのか。
4. 弁護レジюме 2 頁「Ⅱ. 学説の検討」31 行目以降において、「…自由保障機能を害する」とある。ある行為を窃盗罪、毀棄隠匿罪のいずれで処理をするにしても、法が当該行為を明確に禁止している以上、すでに自由保障機能は確保されているのではないか。この点について弁護側はどのように考えるか。